

消費生活総合センターのご案内



相談無料 受付時間 平日 午前9時～午後5時

クーリング・オフマン

■消費生活相談

☎256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

- センターが休みの土曜、日曜、祝休日（年末年始を除く。）の緊急時には、消費生活 土・日・祝日 電話相談（TEL257-9002）を受け付けています（午前10時～午後4時、電話相談のみ）。
- ホームページ上から相談を受け付けるインターネット消費生活相談もご利用ください。

■多重債務相談

☎256-3160

さいおぜろ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による
多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎256-2140

面談による相談も受け付けています。

■京都市民法律相談(予約・問合せ)

弁護士による京都市民法律相談は、消費生活総合センターのほかに、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。
区役所・支所の予約受付時間は、希望される相談日の週の月曜日から相談日当日まで（午前8時半～午後5時）

場 所	電話番号	定員
消費生活総合センター	256-2007	月曜 12名 火・木曜 8名 金曜 14名 毎月第2・第4水曜夜間 18名
北 区役所	432-1208	12名
上京区役所	441-5040	6名
左京区役所	702-1029	12名
中京区役所	812-2426	6名
東山区役所	561-9114	6名
山科区役所	592-3088	12名
下京区役所	(予約専用) 754-8769 (問合せ先) 371-7170	6名
南 区役所	(予約専用) 632-8171 (問合せ先) 681-3417	12名
右京区役所	861-1264	12名
西京区役所	381-7197	12名
西京区役所洛西支所	332-9318	6名
伏見区役所	611-1144	12名
伏見区役所深草支所	642-3203	6名
伏見区役所醍醐支所	571-6135	6名

※各区役所・支所は地域力推進室まちづくり推進担当で実施

京都市文化市民局くらし安全推進部 消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル西館4階

TEL 256-1110 FAX 256-0801



閉庁日

土・日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）

センターのホームページは
上記のQRコードから
ご覧ください。

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はありません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行／平成29年2月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
京都市印刷物 第284822号再生紙・ベジタブルオイル
インキを使用しています。

消費生活情報誌

マイシティライフ 220号

平成29年2月1日発行
(年2回発行)本誌に関するお問合せは
(075)256-1110行政書士による「終活セミナー」
～最後まで私らしく～ を開催します！京都市では、京都府行政書士会との共催により人生の最後を迎える
ための準備「終活」について、専門的な手続を分かりやすく解説する
「終活セミナー」を、下記のとおり、開催します。

皆様のご参加をお待ちしています。

- 日 時** 平成29年2月22日（水）
午後1時15分～午後2時50分
- 会 場** 京都市消費生活総合センター 研修室
- テーマ** 「認知症になっても私らしく過ごすため」～任意後見契約～
「死後のことを託せる契約」～死後事務委任契約～
- 定 員** 50名（申込み先着順）
- 参加費** 無料
- 申込方法等** 平成28年10月4日（火）～平成29年2月15日（水）
参加希望者は、氏名、電話番号を以下の申込先までご連絡ください。
- 申込先** 京都いつでもコール（京都市市政情報総合案内コールセンター）
午前8時～午後9時（年中無休）
- 電 話** 075-661-3755
- FAX** 075-661-5855

※お掛け間違いに
ご注意ください。

平成28年10月17日開催の「終活セミナー」の様子

行政書士による「無料相談会」

遺言・相続など幅広く暮らしの
手続に関する相談に応じます。平成29年2月22日(水)
午後3時～午後5時平成29年3月15日(水)
午後1時～午後5時各回とも最終受付時間は、午後4時半
です。
当日受付（相談会の事前申込みは不要）今日の
消費者川柳

見逃すな 小さな文字の 注意書

(左京区在住の方の作品)

トラフィカ京カード
3000円分進呈!

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方（中学生以下を除く。）
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 はがき又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送又はFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- そ の 他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

回覧して
ください。

プリペイドカードの購入等を指示する 架空請求にご注意！

相談事例①

スマートフォンに「アダルト動画の料金が未納」とメールが届いた。驚いて電話したら、料金10万円を請求された。指示されるままにコンビニでプリペイドカード(電子マネー)を購入し、その番号を伝えた。



相談事例②

スマートフォンでアダルトサイトに接続したら、「18歳以上」をタップしただけで登録となった。慌てて「退会」と表示された番号に電話したら、退会費10万円分のプリペイドカード(電子マネー)の番号を撮影してメール送信するよう言われた。



ポイント

- 支払わないと「裁判する」「身辺調査する」等と脅し、本日中午なら通常料金の半額にすると断って支払いを急がせる。
- 簡単に購入でき、匿名性の高いプリペイドカード(電子マネー)の購入を指示し、裏面の番号を教えるよう要求する。

アドバイス

- インターネット上で利用できるプリペイドカード(電子マネー)はコンビニ等で簡単に購入できますが、購入者の特定ができないうえに、プリペイドカード番号のみで使えます。カード番号を詐欺業者に伝えてしまうと、現金と同様に取り戻すことは困難です。身に覚えがない請求等には、簡単に応じないようにしましょう。
- 詐欺業者に連絡することでメールアドレスや電話番号等の新たな情報を知られてしまい、架空請求が繰り返されることがあります。慌てて連絡しないようにしましょう。
- カードに記載された番号等を伝えてしまったら、早急にプリペイドカード(電子マネー)の発行会社に連絡しましょう。詐欺業者の使用を止められる場合もあります。

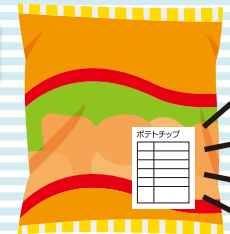
困ったときは

速やかに京都市消費生活総合センター(075-256-0800)にご相談ください。



食品表示のルールが変わりました!

平成27年4月から「食品表示法」が施行され、食品表示のルールが一部変わりました。食品表示の正しい見方を理解して、毎日の買い物に役立てましょう!



新しい法律で変わった3つの重要ポイント

①アレルギー表示が ルール変更

特定加工食品※には原材料に含まれるアレルゲンを表示しなくてもよいとされていましたが、これからは表示が必要となります。

いままで

パン、マヨネーズ

これから

パン(小麦を含む)、
マヨネーズ(卵を含む)

※アレルゲンを含むことが予測できるため、アレルゲン表示が免除されていた食品

アレルギー表示が見直され、確実に情報が届くように改善されています。

②栄養成分表示が 義務化

いままで

栄養成分表示は任意となっていました。

これから

原則、栄養成分表示をしなければなりません。

栄養成分表示(●●当たり)	
エネルギー	●● kcal
たんぱく質	●● g
脂質	● g
炭水化物	● g
食塩相当量	● g

いままでの「ナトリウム」表示から「食塩相当量」表示に。

③原材料と添加物の 区分を明確に

原材料と添加物の間に明確な区分が必要となります。

いままで

原材料名
いちご、砂糖、ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)

これから

原材料名
いちご、砂糖/ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)

「スラッシュ(/)」などで、明確に区分されるよう表示されています。

(平成32年3月末まで経過措置が適用されるため、従来の表示も可能です。)

出前講座のご案内

消費生活総合センターでは、悪質商法の手口と対処方法について、消費生活専門相談員を派遣して市民の皆様に分かりやすく解説する出前講座を実施し、市民の皆様に有効な情報をお伝えしています。

申込みや詳細につきましては、**電話** (075) 256-1110 までお問い合わせください。

- 市内に在住、在勤又は通学される方々の団体、グループが対象です。
- 参加者10名以上で、お申し込みください。
- 内容や時間はご相談に応じますが、会場は、申込者においてご用意ください。